

愛南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

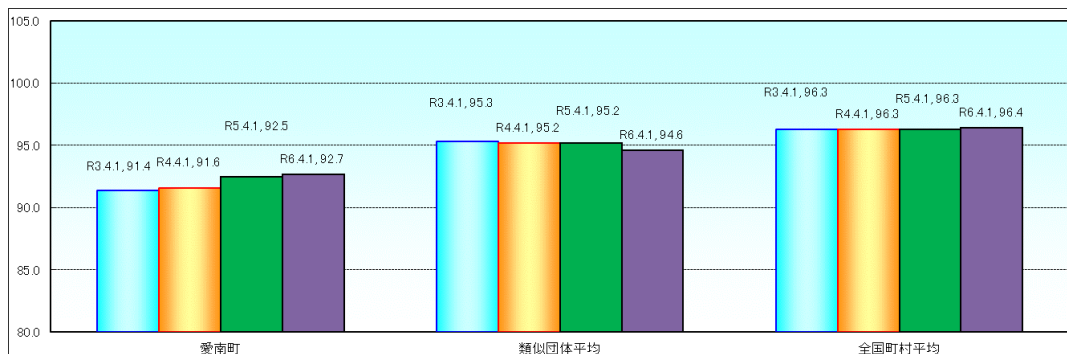
区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 19,038	千円 16,883,751	千円 604,564	千円 3,444,178	% 20.3	% 21.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 336	千円 1,220,865	千円 152,921	千円 490,084	千円 1,863,870	千円 5,547	千円 5,629

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
愛南町	45.3歳	321,091円	367,231円	342,278円
愛媛県	42.6歳	319,123円	414,372円	349,081円
国	42.1歳	328,823円	405,378円	— 円
類似団体	42.3歳	307,516円	354,427円	331,167円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 (A)/(B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
愛南町	52.5 歳	6 人	286,491 円	287,450 円	—	—	—	—
用務員	50.3 歳		280,539 円	282,370 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.15
その他 技能労務職	54.6 歳		292,444 円	292,530 円	調理士	44.7 歳	261,900 円	1.12
愛媛県	56.5 歳	171 人	337,846 円	373,647 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	—	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和3年度から令和5年度の3ヶ年平均)。
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
数値のない欄については、「ハイフン(—)」としています。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		愛南町	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	192,893円	203,553円	196,200円
	高 校 卒	169,762円	171,874円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	161,515円	169,963円	—
	中 学 卒	148,944円	152,061円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

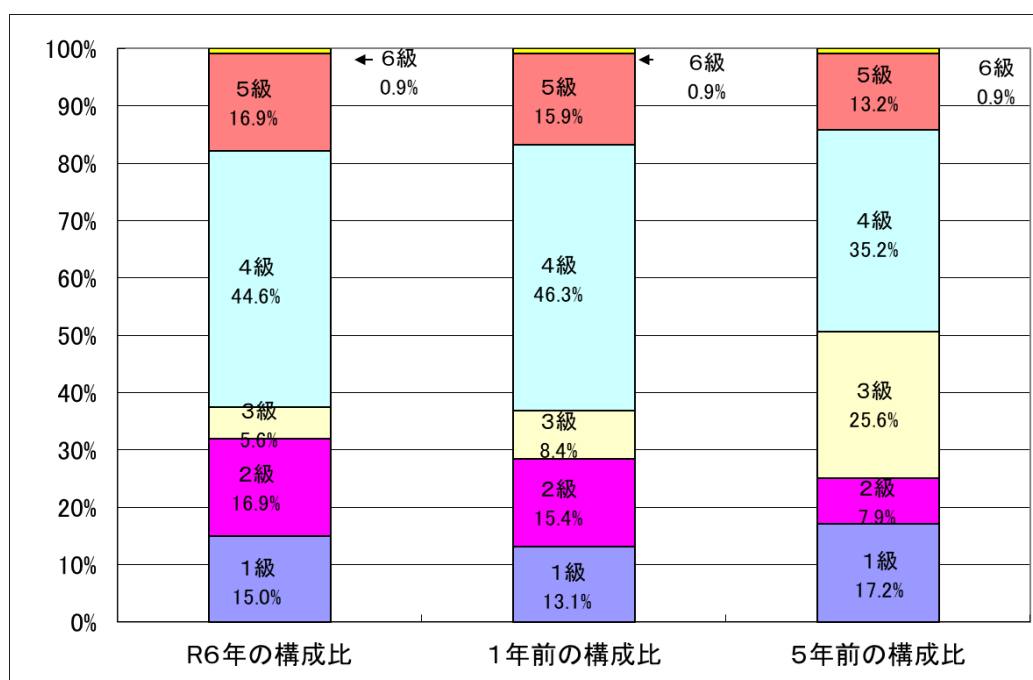
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,638円	352,428円	368,471円	381,582円
	高 校 卒	228,762円	286,423円	337,411円	370,033円
技能労務職	高 校 卒	—	—	235,908円	284,763円
	中 学 卒	—	—	—	283,808円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	32人	15.0%	163,023円	250,821円
2級	主査	36人	16.9%	209,185円	306,939円
3級	係長、主任	12人	5.6%	242,273円	353,000円
4級	主幹・課長補佐	95人	44.6%	273,148円	387,395円
5級	課長	36人	16.9%	297,083円	396,245円
6級	総括課長	2人	0.9%	324,941円	413,644円

(注) 1 愛南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

愛南町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,592千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,552千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

愛南町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 1人当たり平均支給額 1,036千円 18,494千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(5年度決算)			3,196千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			79,900円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)			11.9%	
手当の種類(手当数)			9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税徴収等手当	右記業務に従事した職員	町税の徴収に関する事務に従事	-	日額250円
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の疑いのある患者の救護等	-	日額700円
野猿駆除手当	右記業務に従事した職員	野猿駆除に従事	-	1回2,000円
行旅病死等収容手当	右記業務に従事した職員	行旅病人の収容作業に従事	-	1回1,000円
		行旅死亡人の収容作業に従事	-	1回3,000円
ごみ処理・し尿処理手当	右記業務に従事した職員	ごみ処理及びし尿処理に従事した職員	180千円	月額5,000円
火葬業務・火葬処理手当	右記業務に従事した職員	やむを得ない事情により火葬処理に従事	120千円	月額5,000円
夜間勤務手当	あけぼの荘勤務職員	夜間勤務に従事	-	日額250円
	環境衛生センター勤務職員	夜間ごみ焼却業務に従事	-	1回1,000円
消防職手当	右記業務に従事した職員	消防事務に従事(事務専従職員は除く)	1,909千円	1回250円
救急出勤手当	右記業務に従事した職員	救急救助業務に従事	987千円	1回250円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	46,140千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	137千円
支給実績(4年度決算)	75,408千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	223千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(5) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	—	39,086千円	275,253円
	子 10,000円				
	父母等 6,500円				
	満16歳から満22歳の子の加算 5,000円				
住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超えるとき) 支給限度額 27,000円	同	—	19,578千円	283,739円
通勤手当	交通機関利用者(月額55,000円以内) 乗用車を使用する場合 通勤距離に応じた額(2,000円～31,600円)	同	—	11,996千円	49,366円
宿日直手当	庁舎 4,400円	同	—	7,341千円	56,000円
	養護老人ホーム南楽荘 6,100円				
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	同	—	20千円	20,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	同	—	14,438千円	370,205円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町長	770,000円	(参考)類似団体における最高／最低額
	副町長	625,000円	814,000円／699,000円 651,000円／546,000円
報 酬	議長	286,000円	355,000円／263,900円
	副議長	227,000円	270,000円／213,400円
	議員	181,000円	250,000円／181,000円
期 末 手 当	町長	(5 年 度 支 給 割 合)	
	副町長	3.40月分	
	議長	(5 年 度 支 給 割 合)	
	副議長 議員	3.40月分	
退 職 手 当	町長	(算定方式)	(1 期 の 手 当 額)
	副町長	給 料 月 額 × 在 職 月 数 × 0.46	17,001,600円
		給 料 月 額 × 在 職 月 数 × 0.27	8,100,000円
	備 考		

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

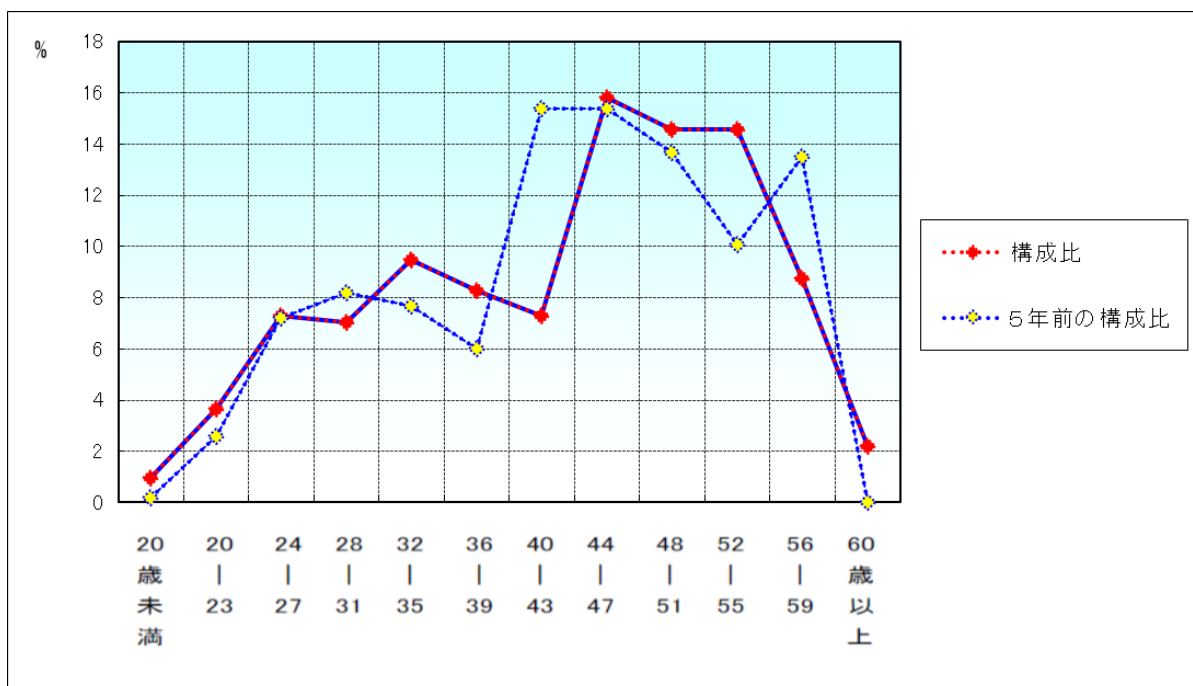
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 5 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	業 務 見 直 し に よ る 増 員
		総 務	49	50	1	
		税 務	13	13	0	
		民 生	94	97	3	
		衛 生	25	23	△ 2	
		農 林 水 産	26	27	1	
		商 工	12	12	0	
		土 木	17	15	△ 2	
	240	239	240	1	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 179.64 人 (類似団体の人口 1 万 当 た り の 職 員 数 94.36 人)	
教 育 部 門		48	50	2		
消 防 部 門		49	52	3		
	小 計	336 <195>	342 <193>	6 <△ 2>	< 参 考 > 人口 1 万 人 当 た り 職 員 数 255.98 人 (類似団体の人口 1 万 当 た り の 職 員 数 134.46 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門		病 院	36	37	1	業 務 見 直 し に よ る 減 員
		水 道	11	10	△ 1	
		下 水 道	1	2	1	
		そ の 他	22	20	△ 2	
	小 計		70 <25>	69 <25>	△ 1	
合 計		406 [610] <220>	411 [480] <218>	5 [△ 130] <△ 2>	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 215.88 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 < >内は、フルタイム会計年度任用職員の数で外書きです。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	15人	30人	29人	39人	34人	30人	65人	60人	60人	36人	9人	411人

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

部門別 \ 年 度	31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年間 の増減数(率)
一般行政	237	239	242	240	239	240	3(△ 1.3%)
教育	58	56	56	50	48	50	△8(△13.8%)
消防	47	48	49	48	49	52	5(10.6%)
普通会計計	342	343	347	338	336	342	0(0.0%)
公営企業等会計計	74	72	71	72	70	69	△5(△ 6.8%)
総合計	416	415	418	410	406	411	△5(△ 1.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分間	土・日曜日

- (注) 1 勤務場所によっては始業、終業、週休日などが異なる場合があります。
- 2 各種申請等の窓口業務のある担当課では、交代で休憩しています。

(2) 休暇

種 類	休暇の概要、取得の要件等	取得可能日数等	
年次有給休暇		1年につき20日（前年の繰越日数の上限20日のため、最高40日）	
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合	公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については90日を超えない範囲内で必要と認められる期間	
特 別 休 暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 (主な休暇) 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、夏季休暇など	公民権の行使	必要と認められる期間
		産前休暇	週間以内に出産する予定である職員が申し出た期間
		産後休暇	出産後8週間を経過する日までの期間
		忌引	父母の場合7日など
		結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間
		夏季休暇	3日の範囲内の期間
介 護 休 暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内	

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（令和5年度）

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	—	—	—	—	0件
心身の故障の場合	第28条第1項第4号 第2項第1号	—	—	5件	—	5件
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	—	—	—	—	0件
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	—	—	—	—	0件
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条第2項第2号	—	—	—	—	0件
失職した場合	第28条第4項	—	—	—	—	0件
合 計		0件	0件	5件	0件	5件

(2) 懲戒処分（令和5年度）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	1件	1件	—	—	2件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	—	—	—	—	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	第29条第1項第3号	—	—	—	—	0件
合 計		1件	1件	0件	0件	2件

9 職員の服務の状況

(1) 年次有給休暇（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	消化率 (B/A)
7,944日	1,822日	200人	9.1日	22.9%

(注) 1 全対象職員数とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの全期間を在職した一般職員に限り、当該期間の中途に採用した者、退職した者、当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員及び派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総取得日数とします。

2 総付与日数とは、令和5年1月1日現在において各職員に付与した日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したものです。

(2) 育児休業等の取得状況（令和5年度）

区 分	男 性	女 性	合 計
育児休業取得者数	7人	5人	12人
うち新規取得者数	7人	4人	11人
部分休業取得者数	—	—	0人
うち新規取得者数	—	—	0人
深夜勤務及び時間外勤務の制限請求者数	—	—	0人
うち新規取得者数	—	—	0人

(注) 1 部分休業とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条に規定する部分休業です。

2 深夜勤務及び時間外勤務の制限とは、愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3に規定する深夜及び時間外勤務の制限です。

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、以下の研修を実施しています。

区 分	研 修 名 等
職場内研修	接遇研修、メンタルヘルス研修、法制執務研修、人事評価研修、人権教育研修、アンガーマネジメント研修、ハラスメント研修
職場外研修	階層別研修 新採職員研修、初級職員研修、中級職員研修、係長級研修、課長級研修
	ステージアップ研修 行政法講座、民法講座、地方自治法講座、法制執務講座 政策法務講座、問題発見・解決能力向上講座、住民ニーズ調査実践講座 折衝力・交渉力講座、ファシリテーション講座、クレーム対応講座 マネジメント能力講座、広報戦略とマスコミ対応講座 経営分析基礎講座、文章力実践・基礎講座
派遣研修	専門研修機関 市町村アカデミー研修
	官公庁 愛媛県

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持、疾病予防対策の状況（令和6年度）

区 分	概 要
職員定期健康診断	年に1度、本庁及び各支所において、以下の職員定期健康診断を行いました。 （健診内容） 身体測定、血圧測定、視力・聴力検査、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、胸部X線検査、眼底検査、大腸がん検査、前立腺がん（40歳以上男性対象）検査、腎機能痛風検査、乳がん検査、診察問診
健康相談	上記職員定期健康診断後に、産業医及び保健師による健康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。
産業医職場巡視	定期的に産業医が職場を巡視し、業務や業務環境を観察することを通じて、健康障害の防止及び快適な職場環境の形成を図りました。

(2) 職場の安全衛生の状況（令和6年度）

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医、衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(3) 福利厚生制度に係る負担状況（令和5年度普通会計決算）

区 分		負担金額
共済組合負担金	愛媛県市町村職員共済組合	471,431千円
	愛媛県公立学校共済組合	9,631千円
愛媛県市町村互助会		3,502千円

(4) 公務災害の状況（令和5年度）

令和5年度末 現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下げ件数	令和5年度末 現在未処理件数
0件	5件	5件	0件	0件	0件

(5) 通勤災害の状況（令和5年度）

令和5年度末 現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下げ件数	令和5年度末 現在未処理件数
0件	0件	0件	0件	0件	0件

(6) 勤務条件に関する措置要求の状況（令和５年度）

区 分	令和５年度末 係属件数	措置要求件数	終結件数	令和５年度末 係属件数
給 与	—	—	—	—
旅 費	—	—	—	—
勤務時間	—	—	—	—
休 暇	—	—	—	—
執務環境	—	—	—	—
福利厚生	—	—	—	—
任 用	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
計	0件	0件	0件	0件

（注） 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

(7) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和５年度）

区 分	令和５年度末 係属件数	措置要求件数	終結件数	令和５年度末 係属件数
分 限 処 分	降 任	—	—	—
	休 職	—	—	—
	免 職	—	—	—
懲 戒 処 分	戒 告	—	—	—
	減 給	—	—	—
	停 職	—	—	—
	免 職	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
計	0件	0件	0件	0件

（注） 職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができます。